

越生町再生可能エネルギー設備等設置費補助制度のご案内

越生町では、地球温暖化対策の推進を図るため、太陽光発電システム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）及び定置用リチウムイオン蓄電池の設置費補助事業を行っています。

1 申請受付期間

令和7年4月1日（火）から令和8年2月27日（金）まで

- ※ 補助金申請書の受付順に審査し、予算の範囲内で交付決定を行いますので、受付期間中でも予算額に達した場合は、受付を終了します。
- ※ 補助金の申請書は受付順に審査を行うため、持参により提出をお願いします。（代理人による申請可。郵送不可）
- ※ 必ず工事着工前に申請してください。工事着手後の申請は受け付けられませんので、ご注意ください。
- ※ 補助金申請には、申請書の他に添付書類が必要になりますので、申請の詳細については、越生町再生可能エネルギー設備等設置費補助金交付要綱をご覧ください。

2 補助対象設備及び補助金額

太陽光発電システム	一律60,000円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	一律60,000円
定置用リチウムイオン蓄電池	一律60,000円

- ※ 上記の設備を併せて設置する場合は、設備ごとに60,000円を加算し、最高で180,000円の補助が受けられます。

3 補助対象者

自ら居住し、又は居住しようとする町内の1戸建て住宅に補助対象設備を設置する方

- ※ 店舗等併用住宅は、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であれば、対象となります。
- ※ 過去に町の太陽光発電システム補助金を受けた方でも、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）と定置用リチウムイオン蓄電池は補助対象になります。
- ※ 集合住宅及び別荘は対象外です。
- ※ 町税の滞納がある場合は補助金を交付できません。

4 補助対象設備の要件

(1) 太陽光発電システムの要件

- ① 太陽光を利用して発電を行うシステム。
- ② 太陽電池モジュールの公称最大出力が1キロワット以上であること。
- ③ 電力会社と電灯契約及び余剰電力の販売契約を締結することができるものであること（全量売電は対象外）。
- ④ 未使用品であること。

※ 補助の対象となる経費の範囲

- ・ 太陽電池モジュール
- ・ パワーコンディショナー
- ・ 直流側開閉器
- ・ 設置工事
- ・ 架台
- ・ 接続箱
- ・ 交流側開閉器

(2) 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム（エネファーム）の要件

- ① 都市ガス、L P ガス等から水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電を行い発電時に発生する排熱を給湯、暖房等に利用するシステム。
- ② 定格運転時において0.5から1.5キロワットまでの発電能力があること。
- ③ 定格運転時における低位発熱量基準（LHV基準）の総合効率が80パーセント以上であること。
- ④ 未使用品であること。

※ 補助の対象となる経費の範囲

- ・ 燃料電池ユニット
- ・ 貯湯ユニット
- ・ 設置工事

(3) 定置用リチウムイオン蓄電池の要件

- ① 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力等を利用して、繰り返し電気を蓄え、停電時や電力需要のピーク時等必要に応じて電気を活用することができるシステム。
- ② 設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上であること。
- ③ 未使用品であること。

※ 補助の対象となる経費の範囲

- ・ 蓄電池部
- ・ 電力変換装置
- ・ 設置工事

5 実績報告書の提出期限

設置工事完了後1か月以内又は3月20日のどちらか早い日が提出期限となります。

6 申請書の提出及び問い合わせ先

越生町役場 まちづくり整備課 まち企画担当
電話049-292-3121（内線157）